㊟

事務連絡

令和８年９月　　日

各部(局)長　様

行政経営部長

令和９年度予算編成方針について（通知）

令和９年度の市政経営に関する基本方針（市長通達）において、市民生活の実態や社会経済情勢の変化を的確に捉えながら、まちづくりに関する５つの市政経営の柱を基軸に、中長期的な視点に立った施策展開を図っていく必要があることが示されました。

このことを踏まえ、令和９年度の予算編成方針（調布市予算事務規則第４条に規定）を下記のとおり策定しましたので、現下の財政環境について全職員が共通認識し、限られた経営資源を最大限活用することで、最少の経費で最大の効果を挙げる予算の編成をお願いします。

記

１　令和７年度決算振返りと今後の中長期的展望

令和７年度決算を総括すると、前期基本計画の３年次目として、５つの重点プロジェクトを基軸に、各施策・事業を推進するとともに、長期化する物価高騰への対応として、国の施策に加え、市独自の取組を含め、市民生活や地域経済への支援等を展開する中、一般会計補正予算を５回編成し、歳入歳出ともに令和２年度に続く過去２番目の決算額となりました。

また、堅調な市税収入や、歳入確保、経費縮減の取組により、実質収支は４６億５０００万円余となり、財政指標では、財政の弾力性を示す経常

収支比率が９０．５％と前年度から１．５ポイントの改善となりました。しかしながら、社会保障関係経費をはじめとする経常経費は、引き続き、増加傾向となっていることから、中長期的には比率の悪化（財政の硬直化）が懸念されます。

市を取りまく財政環境として、市税収入及び各種交付金については堅調に推移してきましたが、現下の不安定な国際情勢や物価高騰の長期化が、今後の国内経済、市財政に及ぼす影響を注視していく必要があります。こうした不透明な社会経済状況に伴い、法人市民税については減収となることも懸念され、さらに、個人市民税についてもふるさと納税による減収影響の拡大や人口構造の変化も踏まえると、これまでのような伸びは期待できない状況です。

一方、歳出については、経常経費の増加に加え、公共施設マネジメントや都市基盤整備、災害対応能力の向上、脱炭素社会の実現、デジタル化の推進、更には、調布基地跡地留保地の活用、東部地区の交通環境改善に向けた連続立体交差事業の推進などの重要課題に対応していく必要があります。

こうした状況の中、調布市は普通交付税の不交付団体であることから、自主・自立的な財政運営が不可欠であり、歳入確保と経費縮減の両面からの取組と併せ、中長期的な将来への備えとして、各種基金残高の充実を図るなど、財政基盤を強化していく必要があります。

２　令和９年度財政見通し

令和９年度の歳入について、その根幹となる市税では、個人市民税において、引き続き、ふるさと納税による減収影響の拡大が想定され、法人市民税についても増額は見込めないことから、市税総体では、令和８年度当初予算から微増と見込んでいます。また、各種交付金については、現時点では令和８年度当初予算と同規模を見込んでいます。

歳出については、引き続き、市民生活における負担軽減と地域経済を支える市内事業者支援に関する継続的な取組に加え、社会保障関係経費等の経常経費の増加や物価及び人件費の高騰に伴う事業費の増加などに伴い、既に歳入の増加を上回る見込みです。さらには、若葉小学校・第四中学

校・図書館若葉分館の整備や総合福祉センターの更新、調布基地跡地留保地における施設整備などに伴い、投資的経費が著しく増加するため、全ての施策を従来どおり実施することは困難になることも想定されます。

これらに対処するため、多様な方策を通じた歳入確保の取組や、全ての事業でのあらゆる角度からの経費縮減の取組が不可欠な状況です。

3　令和９年度予算編成における基本姿勢

「令和９年度の市政経営に関する基本方針」を踏まえ、次の３点を基本姿勢として、令和９年度予算編成に当たることとします。

一　次期基本計画の策定及び財政フレームの作成と併行した、複数年次の視点からの財政負担に留意した予算編成

二　物価や人件費の高騰により財政需要が増加する傾向にあっても、力強い地域経済の実現を通じて市民生活の安定を図るため、あらゆる角度からの歳入確保と経費縮減の取組

三　公共施設マネジメントや地域別のまちづくりを着実に進めるため、次期基本計画期間の先も見据えた財政の健全性維持の取組

4　予算編成手法

各部のマネジメントにより、事業の評価、見直し、選択と集中を図り、真に必要な施策へ重点的な財源配分を行うこととします。

また、次期基本計画へ位置付ける事業も含め、制度改正に伴う取組以外の新規・拡充事業は、事業のスクラップ・アンド・ビルドや予定している事業の縮小・見直し等により財源を確保することを原則とします。

(1)　通年予算として編成することとし、令和８年度における各事務事業の進捗状況や国及び東京都の動向等を踏まえた年度間調整とともに、歳入歳出両面から不用額等の過大・過少が生じないよう、令和７年度決算及び令和８年度上半期契約実績等を踏まえた予算を編成すること。

(2)　予算見積りに当たっては、予算編成事務要領に記載の「令和９年度見積指針」を踏まえた積算を行い、「各種提出資料について」を確認のうえ、関係資料を期限までに提出すること。

(3)　義務的経費を除く経常経費については、令和８年度当初予算額を基本とし、直近の決算額等を勘案した縮減を図り、見積もること。そのた

め、見積入力段階から仕様の見直し（範囲、回数、グレード等）や事務の効率化などによる対応に取り組むこと。あわせて、事務事業等の見直しや改善による経常経費の縮減などに取り組むこと。

(4)　経常的に市が単独で実施している事業については、最少の経費に縮減するとともに、新たな歳入の確保（特定財源の適用）や受益者負担の適正化等に努め、国及び東京都の補助制度に上乗せしている事務事業についても、他団体事例等も参考に、最小限の経費を見積もること。

　また、事業開始から一定の年数を経過している事業や、活用していた補助制度が廃止となった後も実施している事業については、市民生活への影響も考慮しながら、制度の改廃についても検討すること。

(5)　公共施設マネジメントについては、仕様、機能、グレード等の精査によるコスト縮減のほか、国や東京都等の補助金の最大限の確保や、進捗調整（令和８年度補正予算前倒し等）などにより、令和９年度の総事業費、市負担額を抑制すること。

(6)　効果的・効率的に事務を執行するために、日常業務の見直しが不可欠であることから、事務事業やシステムの整理・統合・廃止と併せ、他団体との事業の共同化や官民連携、民間活力、デジタル技術の活用など、費用対効果を再検証し、改善につなげること。

(7)　「調布市ゼロカーボンシティ宣言」に基づく取組を推進するとともに、既存経費の内容について再点検し、環境に配慮した予算を編成すること。

(8)　公金の適正執行及び経費縮減の観点から、これまで特命随意契約としてきた業務委託等については、契約制度の原則である競争性の導入に努めるとともに、長期継続契約の対象となる場合は、その活用を検討すること。

(9)　市が交付する補助金等については、予算見積の段階から、補助金等の交付基準及び評価・見直し基準に掲げる６つの視点からの精査・検証を行うこと。

(10)　国や東京都からの補助金等を最大限活用するとともに、市長会をはじめ各種財団法人等からの助成金の活用についても積極的に検討するこ

と。

また、庁内連携や他団体との共同事業、民間活力の積極的な導入などにより、新たに対象となる補助金等もあることから、情報収集に努めるほか、クラウドファンディングの活用など新たな枠組みによる財源確保等も検討すること。

(11) 各種基金については、事業実施に当たっての一般財源の負担を軽減し、年度間の平準化を図るための財源として有効な活用を図るとともに、寄附者の意向を踏まえた活用方法を検討すること。

(12) 監査委員からの決算審査における審査意見や例月出納検査の指摘事項については、具体的な見直し・改善方策を講じ、予算に反映すること。

また、市民・議会からの意見について、適切な改善方策を講じること。

(13) 各特別会計は独立した会計であり、会計間の均衡を失することがないよう、一般会計と同一基調での予算編成を行い、財源補塡的な繰入金の縮減を図ること。

(14) 財政援助団体等に対しては、市と同一基調の精査・検証を行う中で、収入確保・経費縮減等の経営改善を要請し、自主・独立の経営に向けた取組を徹底すること。特に収入確保においては、団体等が直接交付を受ける補助金や、企業等からの協賛金や広告料収入などについて検討を促すこと。